

## 江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱

### 第1 目的

この要綱は、江戸川区における契約事務の厳正な執行を確保するため、有資格者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の1第2項の規定により、区長が契約の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者をいう。以下同じ。）に対する指名停止等の措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 指名停止

区長は、有資格者（指名業者登録名簿に登載された者をいう。）が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

- 2 区長が指名停止を行ったときは、契約担当者（江戸川区契約事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第3号）第2条第3号に定めるところによる。）は、契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

### 第3 下請負人及び共同企業体に関する指名停止

区長は、第2の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 区長は、第2の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 区長は、第2又は前1及び2の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

### 第4 指名停止の期間の特例

有資格者がいずれかの事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、最も長い期間となる措置要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期はそれぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは1.5倍）の期間とする。

（1）別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 有資格者が別表の1の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、同表の1に該当することになったとき。
  - (3) 有資格者が別表の3の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後若しくは注意の喚起を受けた後3年を経過するまでの間に、再び、同表の3に該当することになったとき。
  - (4) 有資格者が別表の4の(1)から(5)までの措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、同表の4の(1)から(5)までに該当することになったとき。
  - (5) 別表の4の(1)から(5)までに該当する場合で、該当違反行為において有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)が主導的役割を果たしたとき又は当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。
  - (6) その他特に必要であると認められるとき。
- 3 区長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 区長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び前1の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 区長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前1から4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 区長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

## 第5 指名停止の通知

区長は、第2及び第3の規定により指名停止を行い、第4の5により指名停止の期間を変更し、又は第4の6の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、区長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

- 2 区長は、前1の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が江戸川区の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

## 第6 指名停止の公表

区長は、第2及び第3の規定により指名停止を行い、又は第4の5により指名停止の期間を変更したときは、当該指名停止の対象とした有資格者の名称、所在地、指名停止の種類、指名停止の期間及び理由等を公表するものとする。

- 2 区長は、指名停止の期間が終了したとき、又は第4の6の規定により指名停止を解除したときは、遅滞なく当該有資格者に係る指名停止の公表を中止するものとする。

## 第7 指名停止の説明請求

- 第5の1の通知を受けた者は、総務部用地経理課長（以下「用地経理課長」という。）に対して通知内容についての説明を求めることができる。この場合においては、指名停止の通知を受け取った日から14日以内に書面等によりこれを行わなければならない。
- 2 前1の規定により説明を求められたときは、用地経理課長は主管課長と協議のうえ、書面等により速やかに回答するものとする。
  - 3 用地経理課長は、前2の規定による説明後、更に説明等を求められた場合は、工事請負指名業者選定委員会の審議を経て、書面による回答を行うものとする。
  - 4 前3の規定による苦情申立ては、当該説明後14日以内に行われなければならない。

## 第8 指名停止の特例

契約担当者は、指名停止の期間中の有資格者であっても、契約の種類、履行場所等からみて、特に必要と認められる場合において、あらかじめ区長の承認を受けたときは、当該契約について指名停止の取扱いをしないことができる。

## 第9 下請等の禁止

契約担当者は、指名停止の期間中の有資格者が、江戸川区が発注する工事、委託等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

## 第10 指名停止に至らない事由に関する措置

区長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

付 則 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

## 改正経過

- 昭和62年4月1日 従前の「工事請負業者指名停止等基準」は廃止
- 平成14年4月1日 従前の「工事請負契約に係る指名停止等基準」は廃止
- 平成19年4月1日
- 平成20年4月1日
- 平成21年4月1日

別表（第2関係）

措 置 要 件	期 間
<p>1 贈 賄</p> <p>(1) 次のイ、ロ又はハに掲げる者が江戸川区の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>イ 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ イ及びロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕を又は起訴を知った日から</p> <p>1 2 箇月以上 2 4 箇月以内</p> <p>9 箇月以上 2 4 箇月以内</p> <p>6 箇月以上 1 8 箇月以内</p>
<p>(2) 次のイ、ロ又はハに掲げる者が江戸川区の区域内における江戸川区以外の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）その他の法律により、贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。）の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕を又は起訴を知った日から</p> <p>6 箇月以上 1 8 箇月以内</p> <p>4 箇月以上 1 2 箇月以内</p> <p>3 箇月以上 9 箇月以内</p>
<p>(3) 次のイ、ロ又はハに掲げる者が東京都区市町村職員（江戸川区職員を除く。）に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>4 箇月以上 1 2 箇月以内</p> <p>3 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 5 箇月以内</p>
<p>(4) 次のイ、ロ又はハに掲げる者が(2)及び(3)の区域外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>2 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 2 箇月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>( 5 ) ( 1 ) から ( 4 ) までについて、贈賄を行った            事実は明白であるが、贈賄罪について公訴時効が            成立している場合</p>	<p>当該認定をした日から ( 1 ) か            ら ( 4 ) までにある期間を準用</p>
<p>2 契約 ( 物品の買入れに関するものを除く。 ) 履行上            の事故</p>	
<p>( 1 ) 江戸川区発注の契約履行上の事故の場合</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>イ 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範            囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的            に損失が大きい場合</p>	<p>2 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>ロ 事故を発生させ、公衆に障害を与え、又は事故            周辺の公衆が被害を受けた場合</p>	<p>1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>ハ 事故を発生させ、従業員その他関係者 ( 下請人            の従業員を含む。以下同じ。 ) に死者又は多数の            負傷者を出した場合</p>	<p>1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>( 2 ) 江戸川区発注の契約以外の契約における事故の            場合</p>	
<p>イ 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範            囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的            に損失が大きい場合</p>	<p>1 箇月以上 5 箇月以内</p>
<p>ロ 事故を発生させ、公衆に障害を与え、又は事故            周辺の公衆が被害を受けた場合</p>	<p>1 箇月以上 2 箇月以内</p>
<p>ハ 事故を発生させ、従業員その他関係者に死者又            は多数の負傷者を出した場合</p>	<p>1 箇月以上 2 箇月以内</p>
<p>3 契約履行成績不良等</p>	
<p>( 1 ) 江戸川区発注の契約において、その履行に際し            著しく適正を欠く行為があったと認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から            1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>( 2 ) 江戸川区発注の工事契約において、契約履行成            績が不良であると認められる場合</p>	<p>1 箇月以上 1 2 箇月以内</p>
<p>イ 4 0 点未満</p>	<p>( 標準 9 月 )</p>
<p>ロ 4 0 点以上 5 0 点未満</p>	<p>( 標準 6 月 )</p>
<p>ハ 5 0 点以上 5 5 点未満</p>	<p>( 標準 3 月 )</p>
<p>ニ 5 5 点以上 6 0 点未満</p>	<p>( 標準 1 月 )</p>

措 置 要 件	期 間
<p>4 契約に関する違法行為による社会的信用失墜行為</p> <p>(1) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>イ 江戸川区発注の契約に関するもの</p> <p>ロ 東京都区市町村発注の契約に関するもの(江戸川区を除く。)</p> <p>ハ イ及びロの区域以外のもの</p> <p>(2) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>イ 江戸川区発注の契約に関するもの</p> <p>ロ 東京都区市町村発注の契約に関するもの(江戸川区を除く。)</p> <p>ハ イ及びロの区域以外のもの</p> <p>(3) 「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)」に違反(契約に関するもの)し、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>イ 江戸川区発注の契約に関するもの</p> <p>ロ 東京都区市町村発注の契約に関するもの(江戸川区を除く。)</p> <p>ハ イ及びロの区域以外のもの</p> <p>(4) 「建設業法(昭和24年法律第100号)」に違反し、国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合</p> <p>イ 江戸川区発注の契約に関するもの</p> <p>ロ 東京都区市町村発注の契約に関するもの(江戸川区を除く。)</p> <p>ハ イ及びロの区域以外のもの</p> <p>(5) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、競売入札妨害罪の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>イ 江戸川区発注の契約に関するもの</p> <p>ロ 東京都区市町村発注の契約に関するもの(江戸川区を除く。)</p> <p>ハ イ及びロの区域以外のもの</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>3箇月以上12箇月以内</p> <p>2箇月以上12箇月以内</p> <p>1箇月以上6箇月以内</p> <p>3箇月以上12箇月以内</p> <p>2箇月以上12箇月以内</p> <p>1箇月以上6箇月以内</p> <p>3箇月以上12箇月以内</p> <p>2箇月以上12箇月以内</p> <p>1箇月以上6箇月以内</p> <p>3箇月以上9箇月以内</p> <p>2箇月以上6箇月以内</p> <p>1箇月以上3箇月以内</p> <p>3箇月以上9箇月以内</p> <p>2箇月以上6箇月以内</p> <p>1箇月以上6箇月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>5 暴力的不法行為等</p> <p>次のイ、ロ、ハ、又は二に掲げる場合に該当するものとして、関係行政機関から通報又は回答があり、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>イ 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が有資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ロ 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>ハ 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>二 前各号に掲げる場合のほか、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日からイから二までの区分に応じ、それぞれ定める期間を経過し、契約の相手方として適當であると認められるまで</p> <p>1 2 箇月以上 2 4 箇月以内</p> <p>1 2 箇月以上 2 4 箇月以内</p> <p>3 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>6 不正又は不誠実等の行為</p> <p>(1) 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(2) 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により起訴され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 9 箇月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>7 虚偽記載</p> <p>江戸川区発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>